

◎佐賀県条例第44号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～273 略					1～273 略				
274 採石法第32条の4第1項第5号ロの規定に基づく採石業務管理者と同等以上の知識及び技能を有する者の認定の申請に対する審査	採石業務管理者と同等以上の知識及び技能を有する者の認定を申請する者	採石業務管理者認定申請手数料	6,700円	認定申請のとき	274 採石法第32条の4第1項第6号ロの規定に基づく採石業務管理者と同等以上の知識及び技能を有する者の認定の申請に対する審査	採石業務管理者と同等以上の知識及び技能を有する者の認定を申請する者	採石業務管理者認定申請手数料	6,700円	認定申請のとき
275～278 略					275～278 略				
279 砂利採取法第6条第1項第5号ロの規定に基づく砂利採取業務	砂利採取業務主任者と同等以上の知識及び技	砂利採取業務主任者認定申請手	8,400円	認定申請のとき	279 砂利採取法第6条第1項第6号ロの規定に基づく砂利採取業務	砂利採取業務主任者と同等以上の知識及び技	砂利採取業務主任者認定申請手	8,400円	認定申請のとき

改正前					改正後				
主任者と同等以上の知識及び技能を有する者の認定の申請に対する審査	能を有する者の認定を申請する者	料			主任者と同等以上の知識及び技能を有する者の認定の申請に対する審査	能を有する者の認定を申請する者	料		
280～494 略					280～494 略				
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、平成27年12月26日から施行する。